

ブリックスカンパニー
グローバル・マネーロンダリング防止に関する声明

ブリックスカンパニー（「当社」または「ブリックス」）は、適用されるすべてのマネーロンダリング防止法およびテロ資金供与対策法を可能な限り遵守することにより、マネーロンダリングおよびテロ資金供与との世界的な闘いに取り組んでいます。米国、欧州連合およびその加盟国、英国によって管理される規則、および、ブリックスが事業を展開するその他の管轄区域の法律および規則（総称して「AML 法」）を含む規則を遵守しており、金融活動作業部会（「FATF」）やラテンアメリカ金融活動作業部会（「GAFILAT」）などの関連国際機関によって公布された勧告および基準に列挙された原則を遵守しています。ブリックスは、当社グローバル・AML コンプライアンスへの取り組みを強調するために、この世界的なマネーロンダリング防止（「AML」）声明を採択しました。ブリックスの方針として、所在地を問わず、すべての役員、取締役、従業員、代理店および請負業者は、ブリックスのグローバル事業に適用される AML 法を遵守し活動行っていることを確認することが求められます。このグローバル AML 声明の遵守は当社の中核的価値観を反映しており、当社の株主、取締役会および顧客の期待に応えるためには不可欠です。

マネーロンダリングは、一般的に、犯罪によって得られた収益の本当の出所を隠蔽または偽装して、その不法収益が合法的な資金源から得られたか、または合法的な資産であるかのように見せることを目的とした違法行為に関与することと定義されます。**テロ資金供与**は、犯罪行為による収益は含まず、むしろ資金の出所や使用目的を隠蔽する試みが含まれるものであり、その資金は後にテロやその他犯罪目的への資金援助や資金提供に使用される可能性があります。

マネーロンダリング、テロ資金供与、その他の違法行為に対抗するために、ブリックスは次のようなさまざまな規制を導入しています：

- AML 法に従い、世界中の当社の顧客およびその他の取引相手によってもたらされる潜在的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与リスクをより深く理解するためにデューデリジェンス（審査）を実施すること。
- マネーロンダリングとテロ資金供与の防止と検出、および本グローバル AML 声明に関するトレーニングを、世界中の従業員に提供すること。
- 当社の倫理およびコンプライアンス組織の有資格者による追加的なレビューと調査のために、普通ではない顧客の活動を報告すること。
- ブリックスの AML ポリシーと手順の内部テスト、および、監査の実施。

ブリックスは、マネーロンダリング、あるいはマネーロンダリングやテロリスト・犯罪活動への資金提供を促進する活動にその事業が利用されることを防止するために、管理および安全措置を維持し、引き続き実施していきます。

この AML 声明に関してご質問がある場合は、倫理・コンプライアンス最高責任者にお問い合わせください。（compliance@brinkscorporation.com）